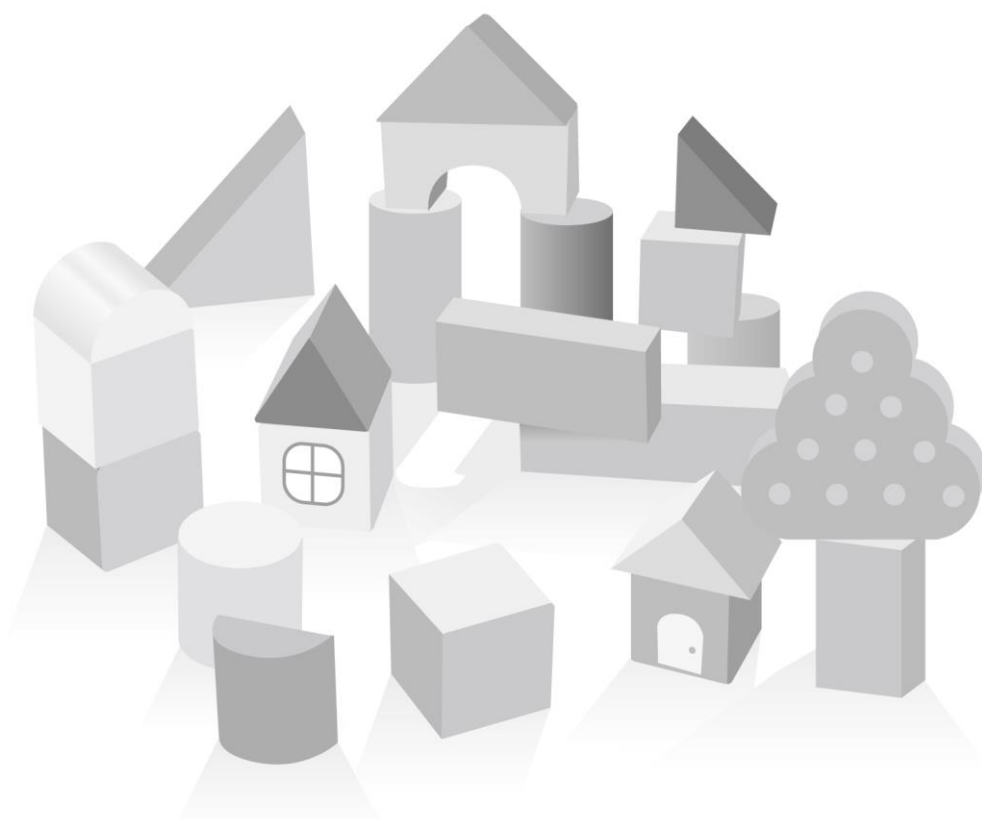




第2部 各論

第3章

特に配慮が必要な子どもと家庭のために





第3章 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

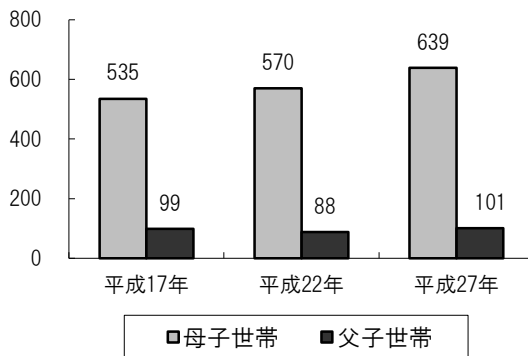
1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

子どもの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図れるよう、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、令和元年11月29日に見直しが行われました。

今後においても、同大綱の方針に基づき、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を醸成するとともに、子どものことを第一に考えた適切な支援に取り組んでいきます。

また、仕事と子育ての両立や住居の確保など、様々な困難を抱えていることの多いひとり親家庭をはじめとして、生活が困難な状況にあるすべての世帯の子ども達が、健やかに成長する環境を整備し、教育の支援及び進学促進、生活の支援等、多方面にわたった子どもの貧困対策を総合的に推進します。

図表2-2-1 母子世帯数と父子世帯数の推移
(世帯)



※母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）を言う。

資料：国勢調査



(1) 子育て・生活の支援

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員による相談支援の充実	ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている子育て、生活、就労などの様々な問題の相談に応じられるよう、母子・父子自立支援員による相談の実施	こども家庭課
専門的な相談支援の情報提供及び連携	法律相談や家庭児童相談、DV相談など、専門的な見地からの支援が必要となった場合に利用できる相談窓口を適切に案内し、連携を図りながら継続的な支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 (防犯くらし交通課) ・家庭児童相談 (こども家庭相談センター) ・DV相談 (福祉保健センター) ・乳幼児健康相談 (福祉保健センター) ・教育相談 (教育センター) 	防犯くらし交通課 こども家庭課 福祉保健センター 教育センター
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親が、疾病等により一時的に家事・育児に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣	こども家庭課
母子生活支援施設への入所支援	母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所対応	こども家庭課
住居に関する支援	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成」と賃貸契約する際の債務保証制度の保証料を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業」の周知及び利用促進、及び公営住宅等の情報提供の実施	こども家庭課 まちづくり推進課
情報提供の充実	ひとり親支援に関する各種制度をはじめとし、その他子育て支援制度全般や養育費の取決め等に関することなど、ひとり親家庭等の支援に寄与するための情報提供の実施	こども家庭課

(2) 学びの支援

事業名	事業内容	担当課
子どもの学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童・生徒への学習機会の充実、自立に向けた学習支援を実施	こども家庭課 生活支援課
子どもの第三の居場所事業	貧困世帯の小学生を対象に、生活習慣作り、居場所の提供、学習の補助などを実施	こども家庭課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその子を対象に、高卒認定試験講座を修了及び高卒認定試験に合格した場合に、給付金を支給	こども家庭課



(3) 就業支援

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員による就業支援の充実	母子・父子自立支援員による就職に関する相談や「ハローワークマザーズコーナー」や各種媒体による求人情報、就職に関する講座等の情報提供の実施	こども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	個々の家庭状況・職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を図り、きめ細かな就労支援の実施	こども家庭課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	就業を支援するため、指定された教育講座を受講した場合に受講料の一部を助成し、主体的な職業能力の開発の取り組みを支援	こども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	就業に有利な看護師・介護福祉士等の資格を取得するために1年以上修業する場合、一定の期間において生活の負担軽減を図るための費用を給付	こども家庭課

(4) 経済的支援

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当支給事業	法に基づき、ひとり親家庭等で18歳になった年度末までの子（一定の障がい有する子は20歳未満）の養育者に手当を支給（所得制限有り）	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部負担金等を助成（所得制限有り）	こども家庭課
遺児手当支給事業	死亡により生計維持者を失った児童の養育者に対して手当を支給（所得制限有り）	こども家庭課
母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進	就職や技能習得資金、子どもの修学・就学支度金などひとり親家庭の自立や子どもの福祉の増進のために必要な資金について、県が実施している福祉金貸付制度の案内や利用を促進	こども家庭課



2 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、必要な支援の実施により、児童虐待の予防を図ります。

また、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく相談体制の強化及び子育て支援事業の充実を図り、児童相談所をはじめとする専門の関係機関との連携のもと、虐待の早期発見・早期対応を実施するなど、児童虐待防止対策を図ります。

(1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により、子育て不安や負担感の軽減を図ります。

(2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会を通じて、虐待リスクの早期発見の徹底を図るとともに、子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、虐待相談対応における組織的な対応及び適切な支援を実施するため、関係機関の協力を得ながら、専門の職員の配置や研修の実施などにより相談体制を強化するとともに、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど、連携の強化を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による里親の支援や児童養護施設等への支援など、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。





事業名	事業内容	担当課
要保護・要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健康診査（未受診者含む）や乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、要保護・要支援家庭を把握	福祉保健センター
要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施	こども家庭課
虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報	こども家庭課
児童保護体制	要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連携の下、児童福祉施設等へ保護	こども家庭課
里親制度の普及	児童相談所との連携による里親制度の広報活動の充実と児童の受入れ体制の拡大	こども家庭課
子ども家庭総合支援拠点の整備	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備	こども家庭課

3 障がい児施策の充実

障がい等により、様々な支援が必要な子どもとその家庭が、地域で安心して暮らせることが重要です。子どもが将来的に自立し社会参加できるよう総合的な支援を行っていきます。

障がいのある子どもへの支援としては、相談支援体制や適切なサービスの充実、母子保健との連携による障がいの早期発見・早期療育、また障がい等に応じた教育・保育の環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。

そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や障がい等に応じた専門的なサービスの提供

障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、障がい児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

また、障がい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障がい福祉サービスを提供します。



(3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが必要です。そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

また、障がい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいへの理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。

事業名	事業内容	担当課
保育所、幼稚園等への児童観察指導	保育所、幼稚園等からの要請により乳幼児、児童の発達、行動問題について観察、把握・診断を行い、保育士、教員、保護者への支援を実施	保育幼稚園室
特別支援保育（障がい児保育）	特別支援保育対象児童に対する保育士の適正配置	保育幼稚園室
特別支援学級及び通級指導教室の施設・設備の整備	小・中学生一人ひとりの障がいの状態に応じた教育環境をつくるための特別支援学級等の施設・設備の整備	教育総務課
発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する指導内容・方法の改善	就学支援委員会の充実と能力及び特性に応じた指導の充実を図るため、一人ひとりの実態に応じた適切な個別の教育支援計画・指導計画の作成	教育センター
特別支援学級等の教職員研修	特別支援学級担当教員の専門的な研修の受講促進、障がいのある児童生徒の実態に応じた将来を見通した指導の工夫ができるよう研修を実施	教育センター
子どもの発達支援巡回事業	市内保育所等への巡回相談の中で、より丁寧な療育的支援・家族支援が必要と判断された児童を対象として支援を実施	障害福祉課

市民の声

- ◆ひとり親家庭等のための様々な支援があったら良いと思います。
- ◆発達がゆっくりな子に対しての療育の情報が少ないです。
- ◆健常の子と障がいのある子が気軽に交流できる場があれば良いと思います。

